



2017年4月28日

各位

会社名 キューピー株式会社  
 代表者名 代表取締役 社長執行役員 長南 取  
 (コード番号 2809 東証第1部)  
 問合せ先 執行役員 経営推進本部長 篠原 真人  
 電話番号 03-3486-3331

第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、一般財団法人 キューピーみらいたまご財団（以下、「本財団」といいます。）の社会貢献活動の支援を目的として、当社の配当金によって本財団の活動原資を拠出するための第三者割当による自己株式の処分等について、2016年12月26日開催の取締役会で決議し、2017年2月24日開催の第104回定時株主総会において承認されました。

2017年4月28日開催の取締役会において、募集事項の詳細を決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 自己株式の処分について

(1) 処分要領

|            |   |
|------------|---|
| ① 処分株式数    | 普通株式 1,500,000 株  |
| ② 処分価額     | 1 株につき 1 円  |
| ③ 資金調達の額   | 1,500,000 円   |
| ④ 募集又は処分方法 | 第三者割当による処分  |
| ⑤ 処分先      | 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）   |
| ⑥ 処分期日     | 2017年5月15日  |
| ⑦ その他      | 本自己株式の処分については、2017年2月24日開催の第104回定時株主総会において、会社法第199条及び第200条の規定に基づき、募集事項の決定を当社取締役会に委任することが承認されています。 |

2. 処分先の概要

(1) 名称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）

(2) 信託契約の概要

|         |  |
|---------|--|
| ① 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）                            |
| ② 信託の目的 | 委託者を発行者とする普通株式から生じる配当を信託収益として受益者に交付し、社会貢献活動を実施させること。 |
| ③ 委託者   | 当社   |
| ④ 受託者   | 三井住友信託銀行株式会社<br>(再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)        |
| ⑤ 受益者   | 一般財団法人 キューピーみらいたまご財団                                 |
| ⑥ 信託契約日 | 2017年5月15日   |
| ⑦ 信託の期間 | 2017年5月15日から2020年3月31日まで                             |

なお、本件の詳細につきましては、2016年12月26日に開示した「一般財団法人 キューピーみらいたまご財団の設立ならびに自己株式の処分に関するお知らせ」をご参照ください。

以上